

会員ニュース

2020. 8 (新-113号)
日本電気管理技術者協会
事務局 編集

今年の夏もやっぱり暑かった。無理してオリパラやってたらどうなっていたのか分かりません。残暑はまだまだ続きます、皆様、以降も熱中症にも十分気を付けてお過ごしくださいませ。

さて、ニュース作成中に飛び込んできた大スクープ!! アベちゃんやっぱ辞めちゃうのか、とちょっと感慨深い事務局より「会員ニュース(113号)」をお届けいたします。



(豊島区 千早)

栗のイガ ちょっと似てるか コロナウィルス

1. 8月4日、電力安全課のHPに「『電気事故速報値』を更新しました。」が掲載されました。

恒例の「電気事故速報値」の更新です。

8月は薄着になり、汗もかく時期で「電気使用安全月間」として様々な取り組みが催されています。皆様も、十分ご注意くださいつつ日常管理業を行われていることと存じます。

今年はコロナ+猛暑の上、感電事故が多発中とのお知らせが続いています。

添付資料「電気事故速報値 (R2.7月末)」及び、
以下に続くニュース、【注意喚起】【緊急注意喚起!】もご参照ください。

2 . 8月11日、同じく電安課のHPに「【注意喚起】感電負傷事故が発生しています!」が掲載されました。

7月中旬から本日までの約1か月間で、電気事故報告対象の感電負傷事故が3件発生しています! 7月は2件、8月にも既に1件の感電負傷事故が発生しています。
とのことです。

詳細は、資料「感電負傷事故が発生しています!」をご参照ください。

3 . 8月12日、同じく「『民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電事法に基づく技術基準への適合性確認のプロセスについて(内規)』に基づく民間規格評価機関の要件適合性確認結果について」が掲載されました。

令和2年4月の電安小委における審議、その後のパブリックコメントを踏まえ、令和2年7月17日付にて「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準への適合性確認確認のプロセスについて(内規)」が制定され、民間規格評価機関の要件と評価機関が行う民間規格等の技術基準適合性確認プロセスが整理されました。(ニュース担当一部省略)
とのことです。

まとめると、JESCという委員会が民間規格評価機関として確認されました、とのことです。

詳細は資料「民間規格評価機関の適合性確認」をご参照ください。

4 . 8月20日、同じく「構外にわたる電線路の外部委託等に関する『主任技術者制度の解釈及び運用(内規)』の一部改正について(概要)」が掲載されました。

近年、再生エネルギー発電所の普及に伴い、多様な発電設備や設置形態が増加し、特に構外にわたる高圧電線路の外部委託に係るニーズが急増している。こうした状況を踏まえ、第1回産業構造審議会電力小委員会電気保安制度WGにおいて、外部委託承認制度の対象設備の見直しについて審議した結果、構外にわたる電圧7,000ボルト以下の電線路の内、一部については、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」において要件を明確化し、外部委託を認めることが妥当とされたことから、所要の改正を行うとしたものである。
とのことです。

詳細は資料「主任技術者制度(内規)の一部改正について」をご参照ください。

4 . 8月27日、同じく「【緊急注意喚起!】感電死亡事故が多発しています!」が掲載されました。

経済産業省では、毎年8月を電気使用安全月間として、電気保安関係団体と連携し、電気の安全啓蒙活動を実施していますが、その最中にも感電事故をはじめ電気関係工事における死亡事故の報告が相次いでおります。

本年は、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながらの作業となりますが、従前に増して電気の安全使用や安全作業に注意をお願いしたく、事例と共に改めて注意喚起いたします。
とのことです。

詳細は資料「【緊急注意喚起!】感電死亡事故が多発しています!」をご参照ください。

関東東北産業保安監督部管内自家用電気工作物電気事故速報値

令和2年7月31日時点

平成31年度・令和元年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	感電・アーク等負傷	0 (0)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	10 (10)
電気火災		0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	3
停電波及		5	8	7	11	6	29	7	5	4	5	2	4	93
主要電気工作物破損等		4	5	3	0	0	13	15	3	1	0	1	4	49
発電支障 件数		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
件数		9	16	11	12	6	46	23	10	5	5	5	9	157

令和2年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	感電・アーク等負傷	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)									2 (2)
電気火災		0	0	0	0									0
停電波及		9	9	5	9									32
主要電気工作物破損等		6	7	4	6									23
発電支障 件数		0	0	0	1									1
件数		16	16	9	17									58

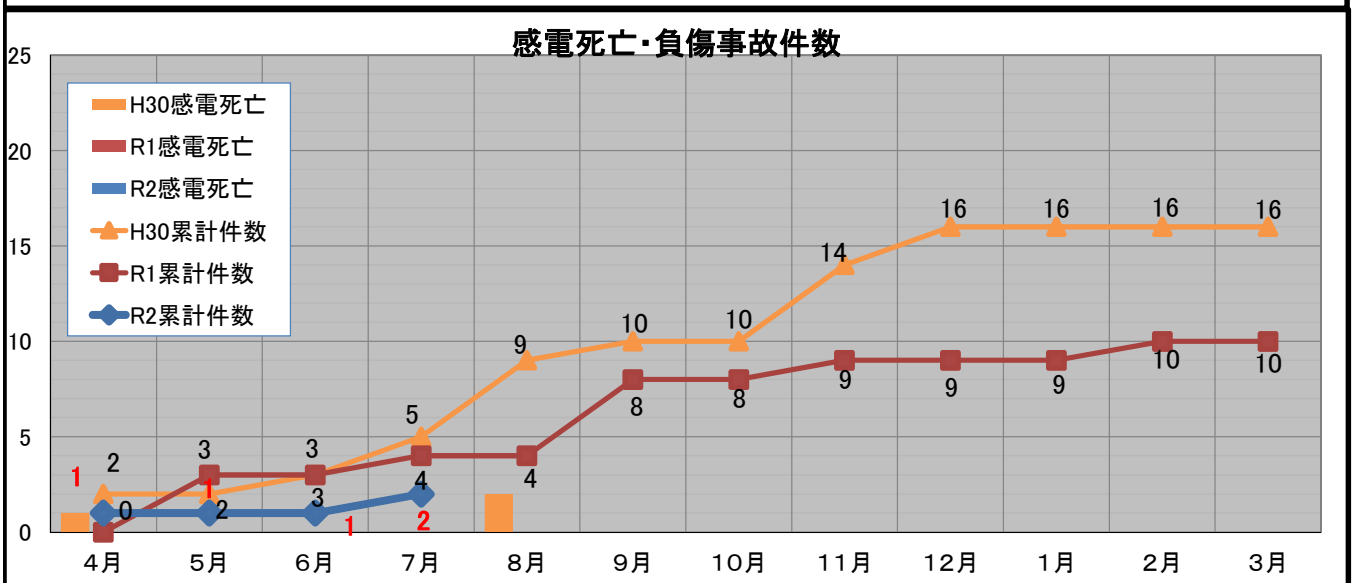
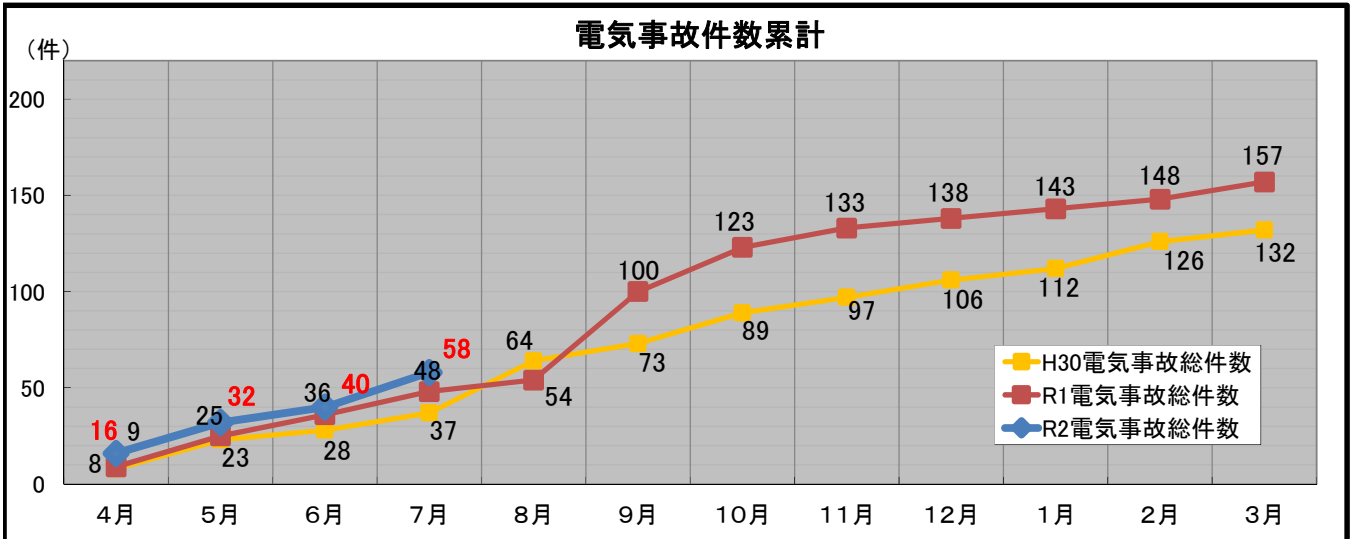
※1 1件の事故で複数の事故分類に該当する場合、各分類でカウントしますが、事故件数としては1になります。

(令和元年5月に「主要電気工作物破損等」、「発電支障」に該当する事故がありましたが、事故件数合計としては1件とカウントしています。)

※2 発電所における事故件数も含まれます。

※3 人身の()は被害者数を表しています。

※4 本値は事故速報時点であるため、確定値ではありません。自然現象等による事象も含まれます。



自家用電気工作物設置者 及び 電気主任技術者等の皆様へ

7月中旬から本日までの約1ヶ月間で、電気事故報告対象の感電負傷事故が3件発生しています！

7月は2件、8月にも既に1件の感電負傷事故が発生しています。

そのうち、1件は電気設備担当者が不用意に充電部に近付いたもの、1件は本来停電作業で行うところ、電気管理技術者の思い込みや適切な検電を実施しなかったことにより活線での作業となったもの、1件は電気主任技術者等への連絡無しに設置者側で電気工事を行ったため、感電負傷事故に至ったものです。

気温が上昇し、暑さにより注意力が低下する季節でもあります。

自家用電気工作物設置者 及び 電気主任技術者等の皆様におかれましては、改めて事故防止の徹底をお願いいたします。

- ・ 不用意に充電部に近付かない。
- ・ 思い込みに注意し、作業手順を遵守。
- ・ 電気工事の際は、必ず電気主任技術者等に事前連絡。
- ・ その他、検電の実施等、基本的ルールの徹底。



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）」に基づく民間規格評価機関の要件の適合性確認結果について

1. 本件の概要

令和2年8月7日

電気事業法に基づく技術基準の性能規定化の促進の観点から、技術基準や技術基準の解釈等において民間規格等が活用される仕組みの構築に向け、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会（以下、「電安小委」という。）において、検討が行われてきたところです。

令和2年4月の電安小委における審議、その後のパブリックコメントを踏まえ、令和2年7月17日付にて「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）」（以下、「同内規」という。）が制定され、民間規格評価機関の要件と評価機関が行う民間規格等の技術基準適合性確認プロセスが整理されました。

令和2年7月20日付にて日本電気技術規格委員会（以下、「JESC」という。）より、同内規に基づく民間規格等の評価・承認できる能力を有することの確認の申出があり、令和2年7月30日の電安小委にて審議を行った結果、同内規に示す民間規格評価機関としての要件への適合性が確認されました。

2. JESCについて

JESCは、公正性・客観性・透明性を有する民間規格評価機関として、電気工作物の保安及び公衆の安全並びに電気関連事業の一層の効率化に資することを目的に、電気工作物の保安に関わる多くの民間団体の賛同を得て1997年に設立された委員会です。民間規格の評価、国の基準への改正要請などを実施しています。

参考URL：<https://www.jesc.gr.jp/>

お問合せ先

経済産業省 産業保安グループ 電力安全課
電話：03-3501-1742

構外にわたる電線路の外部委託等に関する
「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の一部改正について（概要）

令和 2 年 8 月
経 済 産 業 省
産 業 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

1. 現状及び改正の経緯

電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条第1項の規定により、事業用電気工作物の設置者は、当該電気工作物の保安の監督をさせるため、主任技術者を選任することが義務付けられている。ただし、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第52条第2項の規定により、自家用電気工作物であって電圧7,000ボルト以下で受電する需要設備や電圧600ボルト以下の配電線路等については、一定の要件を満たし、保安上支障がないものとして経済産業大臣（又は所管の産業保安監督部長）の承認を受けた場合には、電気主任技術者を選任せず、外部の法人又は個人に、保安の監督に係る業務を委託することができる（外部委託制度）。

近年、再生可能エネルギー発電所の普及に伴い、多様な発電設備や設置形態が増加し、特に構外にわたる高圧電線路の外部委託に係るニーズが急増している。こうした状況を踏まえ、第1回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループ（令和2年7月10日）において、外部委託承認制度の対象設備の見直しについて審議した結果、構外にわたる電圧7,000ボルト以下の電線路のうち、一部については、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（以下「内規」という。）において要件を明確化し、外部委託を認めることが妥当とされたことから、所要の改正を行うこととしたものである。

また、現行の内規においては、電気主任技術者の統括行為に係る要件が規定されているが、このうち、発電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場（以下「被統括事業場」という。）の規定については、一部の解釈が難解であるとの意見があることから、当該規定の解釈を明確化するものである。

2. 改正の内容

規則第52条第2項第1号から第3号までのいずれかの事業場に接続する電線路（電圧7,000ボルト以下で連系等をするもので、当該事業場から電力系統に連系するためのもの又は当該事業場から同一設置者が設置する他の電気工作物に接続するためのものに限る。）が当該事業場の構外にわたる場合にあつて、保安上支障がないと認められるものについては、当該事業場の一部として取り扱うこととする。なお、規則第52条の2第1号ニ及び第2号ハの算定方法等並びに規則第53条第2項第5号の頻度については、それぞれ平成15年経済産業省告示第249号第3条及び第4条に掲げる当該事業場の算定方法等及び点検頻度に準ずることとする。

また、被統括事業場について、発電所と同一設置者が設置する送電線路及び変電所を介して電力系統に接続し、それらの電気工作物を一体として運用する事業場等は1とみなすことができるものとする。

併せてその他形式的修正を行う。

3. 今後のスケジュール

令和2年8月～9月 パブリックコメント

令和2年9月 改正・施行（予定）



【緊急注意喚起！】感電等死亡事故が多発しています！

令和2年8月27日

経済産業省では、毎年8月を電気使用安全月間として、電気保安関係団体と連携し、電気の安全啓蒙活動を実施していますが、その最中にも感電事故をはじめ電気関係工事における死亡事故の報告が相次いでおります。

本年は、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながらの作業となりますが、従前に増して電気の安全使用や安全作業に注意をお願いしたく、事例と共に改めて注意喚起いたします。

許容接触電圧は皮膚の状態（抵抗値）によって変わってきますが、電気は高圧部分のみならず低圧部分も危険であるということのを再認識いただき、各事業場におかれましては、電気主任技術者や主任電気工事士等の指示の下、より一層の安全確保に努めていただきますようお願いいたします。

令和2年8月に発生した電気関係事故（死亡事故）（令和2年8月26日現在）

発生月日	被災状況	発生場所	発生状況
8/7	感電死亡	愛知県内の会社 高圧キュービクル	被災者は、管理委託を受けた事業所内の高調波フィルターの撤去に際し、PCB含有機器確認のため銘板確認作業を実施。 キュービクル内の銘板を確認しようとした際、キュービクル内を無電圧と思い込み回線に触れ感電。 現在、事故原因調査中。
8/20	資材落下衝撃死亡	福井県内の鉄塔 建替現場	被災者は、鉄塔建替工事の地組作業に従事。クレーンに荷吊りした部材が落下し、被災者に衝撃。 現在、事故原因調査中。
8/25	感電死亡	富山県内の建屋 2階天井裏 電灯回路100V 配線	被災者は、ショールームの照明器具を増設するため、天井裏で配線工事作業を行っていたところ、充電中の100V配線の被覆をワイヤストリッパー（皮むき器）にて剥ぐ際に感電。 現在、事故原因調査中。

お問合せ先

経済産業省商務情報政策局産業保安グループ
電力安全課 電話（03）3501-1742（直通）

参考リンク

[電気使用安全月間\(8月\)について（令和2年6月25日付け掲載記事）](#)